

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、23名の大阪市人権啓発推進員(市内の概ね各小学校区単位に設置)があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間(5月)・人権週間(12月)

憲法週間(5月1日～7日)、人権週間(12月4日～10日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスターの配布、掲出をお願いしました。また、人権週間には、なんばパークスにおいて街頭啓発活動を実施するとともに、区役所1階玄関ロビーにて、子どもの人権パネル展「子どもの権利条約」を開催しました。区役所庁舎前にはのぼりなども立てて、広く人権の尊重を呼びかけました。



憲法週間
って何だろう?

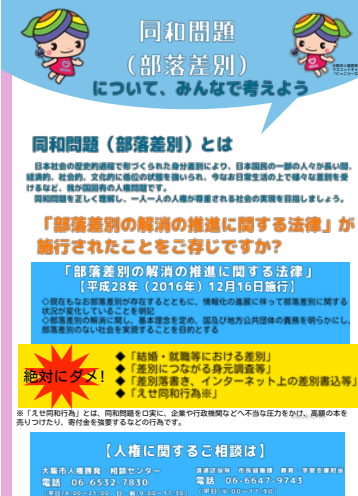
毎年5月3日の憲法記念日を含む
5月1日から7日までの1週間が
「憲法週間」だよ。

私たちの**基本的人権**は、
憲法で定められているんだ。
すべての人々に、生命と自由を保障し、それぞれの権利を保障する権利、
人間らしく生きる権利、生まれながらに持つ権利があるんだ。
人種や性別、社会的地位、宗教の違いで、差別してはいけないんだ。

でも…現実には
いろいろな
課題があるね

外国人労働者の人権
LGBTQ+の権利
障害者の人権
高齢者の人権
子どもの人権
外国人労働者の人権
外国人労働者の人権
外国人労働者の人権

【人権に関するご相談は】
大阪市人権啓発・相談センター
電話 06-6532-7830
(平日9:00～21:00 日・夜9:00～17:30)



**同和問題
(部落差別)**
について、みんなで考えよう

同和問題(部落差別)とは
日本社会の歴史的経緯で形成された身分差別により、日本国民の一部の人々が低い経済的、社会的、文化的に偏見の被害を蒙り、今なお日常生活の上で様々な差別を受け、差別の連鎖が繰り返されています。
差別問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことをお祝いしますか?

「部落差別の解消の推進に関する法律」
【平成28年(2016年)12月16日施行】

△現在もなお部落差別が存在すること、偏見の連鎖によって部落差別に関する状況が変化していること等
△部落差別の解消に資する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目的とする

絶対にタス!

- 「結婚・就職等における差別」
- 「差別につながる身元調査等」
- 「差別意識、インターネット上の差別発言等」
- 「いじめや差別行為」

※「いじめや差別行為」とは、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高橋の事を売りつけたり、寄付金を要求するなどの行為です。

【人権に関するご相談は】
大阪市人権啓発・相談センター
電話 06-6532-7830
(平日9:00～21:00 日・夜9:00～17:30)



こどもの人権パネル展
「子どもの権利条約」
(区役所1階玄関ロビー)
12/4～12/10

◆浪速区の各種イベントにおいても人権啓発コーナー、パネル展示、ワークショップなどで来場者に広く人権啓発を呼びかけました。

